

2018年9月4日

みずほ証券株式会社

平成30年8月30日からの大雨による 被災者のみなさまに対するご対応について

このたびの平成30年8月30日からの大雨により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（注）にお住まいのお客さまに対し、ご本人確認が出来ることを前提に柔軟に対応いたします。


- ・みずほ証券カードや届出印等を紛失されたお客さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（注）災害救助法適用市町村：山形県新庄市、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村

※ 上記対象地域以外においても災害救助法が指定された場合には同様の対応を行います。

お問い合わせ

みずほ証券コールセンター

 **0120-324-390**

以 上